

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

特例以外の場合の雇用調整助成金	新型コロナウイルス感染症特例措置
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は、 全国で 以下の特例措置を実施
生産指標要件 3か月10%以上低下	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
被保険者が対象	生産指標要件を緩和 (1か月5%以上低下)
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
計画届は事前提出	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))
1年のクーリング期間が必要	計画届の事後提出を認める（1月24日～ 6月30日まで ）
6か月以上の被保険者期間が必要	クーリング期間を撤廃
支給限度日数 1年100日、3年150日	被保険者期間要件を撤廃
短時間一斉休業のみ 休業規模要件 1/20(中小)、1/15(大企業)	同左 + 上記対象期間
残業相殺	短時間休業の要件を緩和 併せて、休業規模要件を緩和（1/40(中小)、1/30(大企業))
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練 助成率2/3(中小)、1/2(大企業) 加算額1,200円	残業相殺を停止
	4/5(中小)、2/3(大企業) (解雇等を行わない場合9/10(中小)、3/4(大企業)) 加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業)